

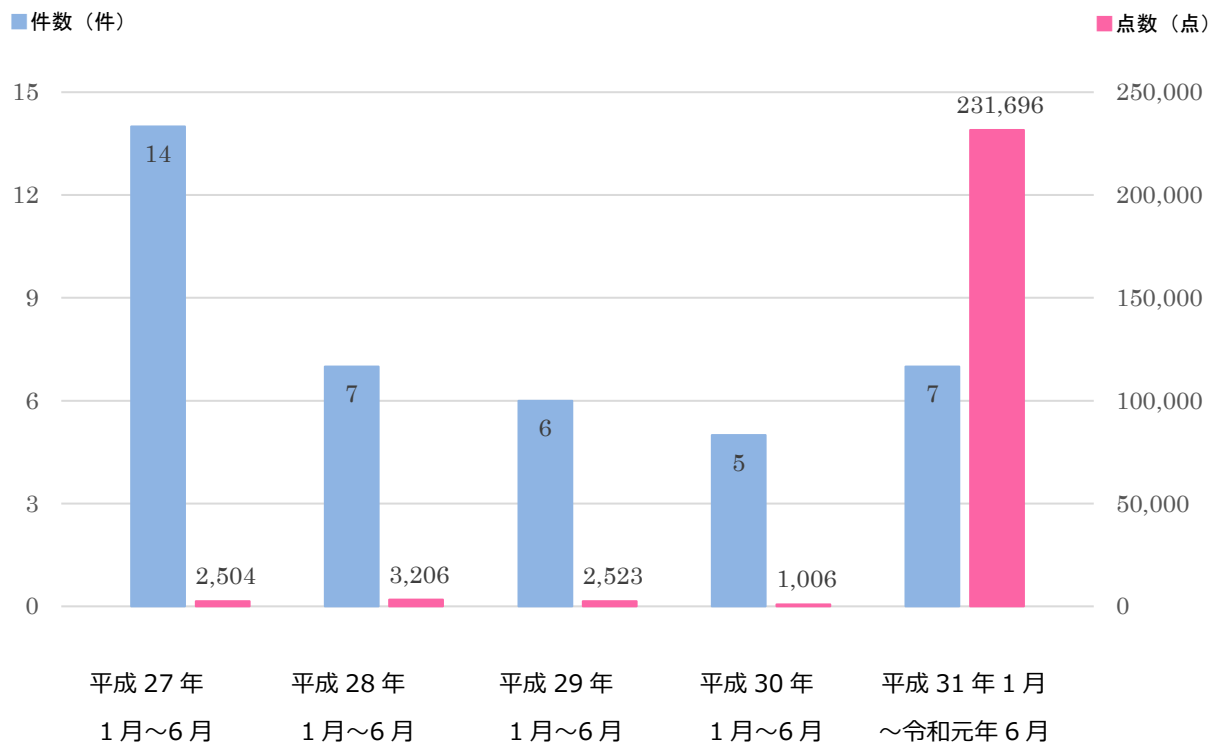
## ～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【平成31年1月から令和元年6月】

神戸税関は、平成31年1月から令和元年6月までの偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

平成31年1月から令和元年6月までの間に、神戸税関で差止めた知的財産侵害物品は、7件（前年同期は5件）、231,696点（前年同期は1,006点）でした。

税関では、健全な経済の発展及び国民生活の安全・安心のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

### 1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績(平成27年～令和元年(1月～6月))



(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数及び神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(参考) 平成31年1月から令和元年6月における輸出差止件数は1件でした。

## 2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

## 3. 平成 31 年 1 月から令和元年 6 月における差止めの状況

### （1）仕出国（地域）別

仕出国別では、中国仕出し及び韓国仕出しの貨物からの発見がそれぞれ 2 件となっており、イギリス、スペイン、台湾仕出しの貨物からの発見がそれぞれ 1 件ありました。

### （2）権利別

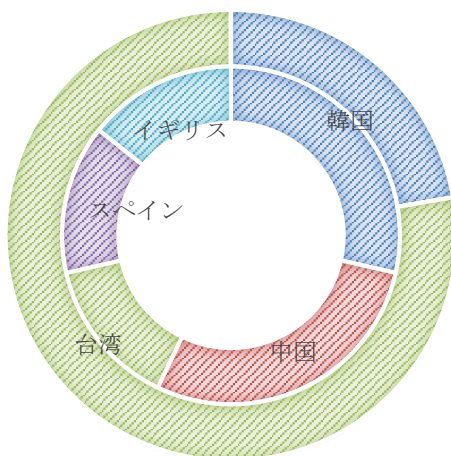
権利別では、商標権を侵害するものが 6 件、著作権を侵害するものが 1 件となっております。

### （3）品目別

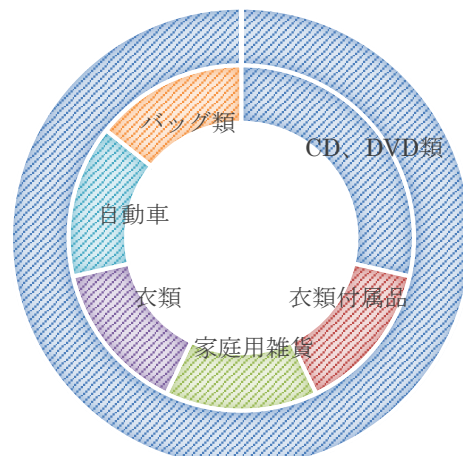
品目別の件数では、CD、DVD 類が 2 件のほか、衣類付属品、家庭用雑貨、衣類、自動車、バッグ類がそれぞれ 1 件でした。

また、品目別の点数では、CD、DVD 類が 231, 678 点、衣類付属品 11 点、家庭用雑貨 4 点、衣類、自動車、バッグ類がそれぞれ 1 点でした。

仕出国別（内：件数、外：点数）



品目別（内：件数、外：点数）



[全国版差止実績はコチラから](#)

【お問い合わせ先】  
神戸税関総務部  
税関広報広聴室  
078-333-3028